

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 8 号

訴えの提起について

子ども手当返還金滞納者に対する未払返還金等請求の訴えを、次のとおり提起する。  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年7月20日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 事 件 名 子ども手当返還金滞納者に対する未払返還金等請求事件
- 2 当 事 者
  - (1) 原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）
  - (2) 被 告 （省 略）
- 3 訴 え の 主 旨 被告に対し、未払返還金、督促手数料、当該未払返還金に係る延滞金等の支払を求める。
- 4 対 象 と す る 金 額 2万6,000円（未払返還金）
- 5 事 件 の 内 容 新居浜市は、子ども手当返還金滞納者に対し、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、返還金等の支払を請求するもの